

## 平成 17 年度から「森林環境保全税」を実施します

### 誰が、いくら負担するの？

【個人】  
年 300 円を個人県民税均等割（現在 1,000 円）に上乗せします。

【法人】  
資本金に応じて、600 円～24,000 円を法人県民税均等割（現在 2 万円～80 万円）に上乗せします。

税額は、3 年後に見直しをおこないます。  
1 年間の税収は 1 億円程度となります。

### 税収は何に使うの？

県民みんなで森林を守り育てるため、次のような事業を実施します。

手入れがされていない奥地の水源林等を対象として、公益的機能を回復させるための間伐などをおこないます。

多くの県民参加による間伐の作業体験、森林教室等の森林体験企画に助成します。

県民のみなさんに 1 人でも多く参加していただく森林体験などの企画や、間伐を希望する箇所を募集しています

【問い合わせ先】鳥取県庁税務課（0857 26 7053, ファクシミリ 0857 26 7087）  
e-mail zeimu@pref.tottori.jp ホームページ <http://www.pref.tottori.jp/>

## 身体に障害がある方の軽自動車税が減免されます

身体に障害のある方などが所有し、本人が運転するときおよび、障害のある方が所有している軽自動車等（年齢 18 歳未満または精神に障害のある方はその方と生計を一にしている家族の方が所有している軽自動車を含む）を家族の方が運転するとき、下記の条件に該当する場合に、軽自動車税が 1 台減免されます。

希望の方には、4 月中旬に「軽自動車税納付書」を郵送します。この納付書と身体障害者手帳等の各種手帳、印鑑を持って役場までお越しください。

ただし、自動車税の減免を受けられる場合は、軽自動車税の減免は受けられません。

手続きに必要なもの  
軽自動車税納付書、各種手帳、印鑑  
申請受け付け期限  
4 月 26 日（火）  
郵送を希望の方は、住民生活課まで連絡してください

【問い合わせ先】  
住民生活課（54 - 5208）  
合併後は税務課（54 5208）

### (1) 身体障害者手帳の交付を受けている方

障害の区分	対象	
	本人が運転する場合	生計を一にする者が運転する場合
視覚障害	1 級～4 級	
聴覚障害	2 級～3 級	
平衡機能障害	3 級	
上肢不自由	1 級～2 級	
下肢不自由	1 級～6 級	
体幹不自由	1 級～3 級、5 級	1 級～3 級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による上肢機能障害	1 級～2 級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動機能障害	1 級～6 級	1 級～3 級
心臓機能障害	1 級、3 級～4 級	
じん臓機能障害	1 級、3 級～4 級	
呼吸器機能障害	1 級、3 級～4 級	
膀胱または直腸の機能障害	1 級、3 級～4 級	
小腸の機能障害	1 級、3 級～4 級	

### (2) 戦傷病者手帳の交付を受けている方

障害の区分	対象	
	本人が運転する場合	生計を一にする者が運転する場合
視覚障害	特別項症～第 4 項症	
聴覚障害	特別項症～第 4 項症	
平衡機能障害	特別項症～第 4 項症	
上肢不自由	特別項症～第 3 項症	
下肢不自由	特別項症～第 6 項症 および 第 1 款症～第 3 款症	特別項症～第 3 項症
体幹不自由	特別項症～第 6 項症 および 第 1 款症～第 3 款症	特別項症～第 4 項症
心臓機能障害	特別項症～第 3 項症	
じん臓機能障害	特別項症～第 3 項症	
呼吸器機能障害	特別項症～第 3 項症	
膀胱または直腸の機能障害	特別項症～第 3 項症	
小腸の機能障害	特別項症～第 3 項症	

### (3) 療育手帳の交付を受けている方

療育手帳制度の実施について（昭和 48 年 9 月 27 日児発第 725 号厚生省児童家庭局長通知）第 3、1(1)に定める重度の障害を有する方。

### (4) 精神障害者福祉手帳の交付を受けている方

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 32 条の規定による通院医療費の公費負担を受けている方で、国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）別表に定める 1 級の精神障害の状態と同程度の状態にある方。



## 国税専門官を募集します

国税庁では、平成 17 年度新規採用の国税専門官を募集しています。

### 受験資格

昭和 53 年 4 月 2 日から昭和 59 年 4 月 1 日に生まれた方

昭和 59 年 4 月 2 日以降に生まれた方で、次の要件を満たす方

(1) 大学を卒業した方および平成 18 年 3 月末までに大学を卒業見込みの方

(2) 人事院が (1) に掲げる方と同等の資格があると認める方

### 受験申し込み受け付け期間

平成 17 年 4 月 1 日（金）から 4 月 15 日（金）  
（4 月 15 日消印有効）

### 【資料請求・問い合わせ先】

広島国税局人事第 2 課試験研修係

〒730 8521 広島市中区上八丁堀 6 - 30  
082 221 9211

ホームページアドレス

国税庁 <http://www.nta.go.jp/>

広島国税局 <http://www.hiroshima.nta.go.jp/>

## 固定資産税台帳の縦覧をおこないます

次の日程で、固定資産税台帳の縦覧をおこないます。

### 縦覧期間

4 月 1 日（金）から 5 月 31 日（火）

午前 8 時 30 分から午後 5 時

土・日曜日および祝日は除く

場所 大山町役場税務課

中山支所・大山支所では、固定資産税の縦覧はできません

### 縦覧できる人

(1) 町内に固定資産を所有している納税者及び同居の家族

(2) 納税管理人

(3) 委任状のある代理人

ただし、免税点未満などの理由により固定資産税が課税されていない人は縦覧できません。

なお、土地や家屋を借りている方についても、その土地や家屋の賃貸借契約等を提示することによって、課税台帳の閲覧や証明書の交付を受けることができます。

【問い合わせ先】住民生活課（54 5208）  
合併後は税務課（54 5208）